

特定施設一覧(騒音規制法)

施設名	規模要件等
1 金属加工機	
イ 圧延機	原動機定格22.5kW以上
ロ 製管機械	—
ハ ベンディングマシン	ロール式 原動機定格3.75kW以上
ニ 液圧プレス(油圧プレス・水圧プレス)	矯正プレスを除く
ホ 機械プレス	呼び加圧294kN以上
ヘ せん断機(シャー)	原動機定格3.75kW以上
ト 鍛造機	—
チ ワイヤフォーミングマシン	—
リ ブラスト	タンブラストを除く 密閉式を除く
ヌ タンブラー	—
ル 切断機	といし使用
2 空気圧縮機 送風機(ファン、ブロワ)	原動機定格7.5kW以上
3 破碎機(クラッシャー) 摩碎機(ミル) ふるい、分級機	土石、鉱物用 原動機定格7.5kW以上
4 織機	原動機使用
5 建設用資材製造機械	
イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除く 混練容量0.45m ³ 以上
ロ アスファルトプラント	混練容量200kg以上
6 穀物用製粉機	ロール式 原動機定格7.5kW以上
7 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	—
ロ チッパー	原動機定格2.25kW以上
ハ 碎木機	—
ニ 帯のこ盤	製材用:原動機定格15kW以上(※) 木工用:原動機定格2.25kW以上
ホ 丸のこ盤	製材用:原動機定格15kW以上(※) 木工用:原動機定格2.25kW以上
ヘ かな盤	原動機定格2.25kW以上
8 抄紙機	—
9 印刷機械	原動機使用
10 合成樹脂用射出成形機	—
11 鋳型造型機	ジョルト式

※製材用:原木を角材や板材に加工するためのもの
木工用:製材された材木をさらに加工するためのもの